

令和6年度開催要項 日本保育協会 全国大会

【開催テーマ】 クローズアップ過疎地～人口減少社会の保育を考える～

本年2月末、厚生労働省が公表した2023年の国内出生数の(速報値)は、過去最少の75万人で8年連続の更新となり、国立社会保障・人口問題研究所の昨年4月の推計よりも10年以上早いスピードで少子化は進んでいます。

過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されている『過疎地域』は、市町村数で半数近く、面積では国土の約6割を占めています。

最早、地方の問題ではなく国家的な問題として認識をする必要があります。今回は、過疎地に焦点を置き、各分野から慧眼の士をお招きし、ご高説を賜ります。

主催 社会福祉法人 日本保育協会

対象 全国の認可保育園、認定こども園の理事長・園長・保育士及び関係者 等

定員 600名(定員に達した時点で受付終了となります)

日時 表彰式・大会1日目 令和6年11月7日(木) 13時30分～15時40分(受付 12時～)
懇親会 // 17時30分～19時
大会2日目 令和6年11月8日(金) 9時30分～15時40分(開場 9時～)

会場 ホテルメトロポリタン池袋(東京都豊島区西池袋1-6-1)

交通 JR池袋駅メトロポリタン口より徒歩1分、池袋駅西口(南)より徒歩3分

参加費 大会 20,000円 懇親会 15,000円 ※詳細は2ページ参照

タイムスケジュール

時間	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00
日程	9:30	10:50	11:30	12:30	13:30	13:50	15:30	15:40	17:30	18:30	19:30	
1日目 11月7日(木)				受付	開表彰 会式	休憩	特別講演	ご案内	懇親会			
2日目 11月8日(金)	開場	研究レポート	休憩	基調講演	休憩	シンポジウム	閉会					

大会プログラム <1日目>

●開 会 (13時30分～13時40分)

●令和6年度永年勤続表彰式 (13時40分～13時50分)

●特別講演 (14時～15時30分)

「過疎地の問題」と「その再生」(仮)

山下 祐介 氏 (東京都立大学 人文社会学部 教授)

本年1月1日の能登半島地震から、1年近くが経とうとしています。

果たして、被災者が望む復興となっているのでしょうか。

創造的復興の意図するものとは。

「過疎地の人口減少」と復興との関係性は。

東日本大震災復興の反省点を踏まえ、「被災者発の復興論」、「限界集落の真実」の著者でもあり、過疎地問題に詳しい山下氏に、お話を伺います。



山下 祐介 (やました ゆうすけ)

東京都立大学人文社会学部教授

1969年富山県生まれ。91年九州大学文学部卒業。93年同大学大学院文学研究科社会学専攻博士課程中退。九州大学文学部助手、弘前大学文学部准教授、首都大学東京(現・東京都立大学)都市教養学部准教授などを経て2018年より現職。著書に『被災者発の復興論』、『限界集落の真実』等。

●懇親会 (17時30分～19時)

参加費：15,000円

※着席スタイルを予定しています。

※定員(300名)になり次第、受付終了となります。

※別途、大会参加費(20,000円)が必要です。(詳細は1ページをご確認ください)

大会プログラム <2日目>

●研究レポート（9時30分～10時50分）

I 過疎地域の保育問題（9時30分～10時10分）

福田 いずみ 氏（JA 共済総合研究所 調査研究部主任研究員）

かなり以前から、過疎地域では定員割れによって幼稚園や保育園の統廃合が進行し、教育・保育施設が地域社会から消え、子育て環境は悪化しています。

人口減少の著しい農村地域の子ども・子育ての問題について、調査・研究を行っている福田氏に、お話を伺います。



福田 いずみ（ふくだ いずみ）

埼玉県生まれ。東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科博士前期課程終了。農林年金（農林漁業団体職員共済組合）を経て、現在は一般社団法人 JA 共済総合研究所主任研究員として子ども・子育ての問題について、調査・研究を行っている。

II 外国人材活用による保育所の機能強化の必要性（10時10分～10時50分）

小坂 拓也 氏（中小企業診断士、全国通訳案内士[英語]）

介護と違って、外国人に保育士の職務内容に対応する在留資格はありません。保育所内での「語学教師」であれば、「技術・人文知識・国際業務」で在留資格を取得できる可能性があります、この場合は保育士の業務に従事できません。

この点を踏まえ、「多文化共生保育と保育所の人材不足への対応策」について、小坂氏から、お話を伺います。



小坂 拓也（こさか たくや）

1974年静岡県生まれ。慶應義塾大学法学部卒業。千葉商科大学大学院政策研究科単位取得退学。専門は経営学、中小企業論、地方自治論。地方自治体職員として社会福祉法人の指導に携わる傍ら、中小企業における外国人材活用を研究し、一般社団法人静岡県中小企業診断士協会理事を務める。

●女性部推し基調講演（11時～12時）

令和8年度から一本化される全国大会に向けて、日本保育協会女性部は「保育を高める研修集会の精神」を引き継ぎ、『保育の現実を見つめ、未来につなぐ保育』をコンセプトとしています。

先駆けとなる今大会では、このコンセプトを踏まえた「女性部推し企画第一弾」としました。

「能登はやさしや土までも」～地域の力を考える～

石井 かほり 氏（プロデューサー、映画監督）

石井氏は、日本の伝統文化・職人をテーマに、ドキュメンタリー映画のプロデュース及び監督を手がけられ、その作品は国内外にて多数上映されています。

また、地域交流創出事業にも尽力され、イベントや着地型ツアーを企画運営されています。

石川県においては、4年間で交流創出人口2万人強を記録しました。

石井氏に、地域の力(地元力)について、お話を伺います。



石井 かほり（いしい かほり）

聖心女子大学文学部哲学科哲学専攻卒業。2006年ドキュメンタリー映画『めぐる』で映画監督デビュー。羽田澄子監督に師事した後、TVドラマやネットドラマ監督を経て、能登半島を舞台としたドキュメンタリー映画『ひとにぎりの塩』、『一献の系譜』を監督。

国内外の国際映画祭や国際交流基金（外務省の外郭団体）主催の上映会に正式招待され、日本の伝統文化を継承する職人たちの技と精神性を広く伝えている。

大会プログラム <2日目>

◎シンポジウム (13時30分～15時30分)

「子どもに大切な事とは」

これまでの特別講演、研究レポートを踏まえ、「不適切保育の抑止」に向けて、及び「こども未来戦略(2023年12月閣議決定)」に明記された「障害のある子、医療的ケア児、異なる文化的背景を持つ子など多様な支援ニーズのある子の育ち」を支える観点から、『子どもにとって、真に大切な事』は何かについて、3人のスペシャリストに語って頂きます。

【シンポジスト】 武田 信子 氏 (臨床心理士、一般社団法人ジェイス代表理事)



武田 信子 (たけだ のぶこ)

一般社団法人ジェイス代表理事。臨床心理士。元武蔵大学教授。心理、教育、福祉の観点から、体と心と脳のウェルビーイングな発達を保障する養育環境の実現とマルトリートメントの予防のために、保育士を始めとした対人援助職の専門性開発に力を注ぐ。

著書に「保育者のための子育て支援ガイドブック：専門性を活かした保護者へのサポート」(中央法規出版)、「子ども家庭福祉の世界」(共著、有斐閣アルマ)、「育つ・つながる子育て支援」(共著、チャイルド本社)等。

【シンポジスト】 滝島 真優 氏 (成蹊大学文学部特別研究員、きょうだい会 SHAMS 代表)



滝島 真優 (たきしま まゆ)

宇都宮大学大学院教育学研究科修了。大学院修了後、社会福祉士として障害者就労支援事業、相談支援事業に従事し、現在は学齢期のきょうだい児支援に関する研究、社会福祉士の養成教育等に従事している。2008年に栃木県宇都宮市を拠点に学齢期のきょうだい児を対象とした任意団体「きょうだい会 SHAMS」を立ち上げ、運営を行う。

専門は障害者福祉。一般社団法人日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクトメンバー。

【シンポジスト】 大津 由紀雄 氏

(認知科学者、一般社団法人ことばの教育代表理事、慶応義塾大学名誉教授、関西大学客員教授)




大津 由紀雄 (おおつ ゆきお)


1948年東京都生まれ。関西大学客員教授、慶應義塾大学名誉教授。一般社団法人ことばの教育代表理事。Ph.D.(1981年、MIT、言語学)。認知科学の分野で、主として、第一言語(母語)獲得と統語解析の研究を行っている。研究成果の社会への還元的一端として、英語教育・言語教育のあり方についても積極的に発言している。

教育関係の編著に『英語の教室で何ができるか』(共著、開拓社、2023年)、『高校入試に英語スピーキングテスト?…東京都の先行事例を徹底検証(岩波ブックレット)』(共編著、岩波書店、2023年)、『英語学習 7つの誤解(ワイド新版)』(ひつじ書房、2022年)等。

◎閉会に当たって (15時30分～15時40分)

大会参加・宿泊・昼食のお申込みについて

申込み方法等	<ul style="list-style-type: none">■参加申込みは、日本保育協会ホームページの「研修事業」>「大会事業」>「令和6年度大会事業」からか、以下URLもしくは二次元バーコードよりお申込みください。申込み専用サイトURL https://sec.tobutoptours.co.jp/web/evt/nihonhoiku06/■参加申込み締切日：令和6年9月30日(月)■参加申込みの他、参加者の変更、キャンセル、支払い、Web 請求書の発行、参加券等の発行は全て上記の専用サイトのマイページより行うことができます。 <div style="text-align: right;"> 二次元バーコード</div> <p>【申込みの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none">■はじめでのお申込みの際に、新規ユーザー登録画面より名前・メールアドレス・パスワードなどを登録しアカウントを作成してください。アカウント作成後、マイページに推移します。■参加者登録画面より、大会参加、懇親会参加、弁当、宿泊のお申込み手続きに進んでください。■支払画面より、銀行振込・クレジットカードをお選びいただき、請求書の発行、支払い手続きをお済ませください。■支払い手続き完了後、参加券をPDFでダウンロードできます。ダウンロードした参加券を印刷して当日会場にご持参ください。■申込み登録操作方法の詳細は、専用サイトのマイページをご確認ください。■申込み完了後、登録いただいたメールアドレス宛に参加登録完了のご案内をお送りします。<ul style="list-style-type: none">注1：申込み後、30分以内に参加登録完了メールが届かない場合には、東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部にご連絡ください。注2：お使いのパソコン・スマートフォン等の設定でメールの受信拒否設定をされている方は、「@tobutoptours.co.jp」からのメールが受信できるようにドメイン設定をお願いいたします。■9月30日(月)までの変更・キャンセルは参加者ご自身にて専用サイトのマイページからお手続きを行ってください。10月1日(火)以降の変更・キャンセルは東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部までご連絡ください。■申込み締切り後、定員に達していない場合には申込期間を延長する場合がございます。■大会参加費、懇親会参加費については大会事務局からの依頼に基づき、東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部が代行収受を行います。
参加費等の振込当日のご案内等	<ul style="list-style-type: none">■お申込み受付後、9月30日(月)までに大会参加費、懇親会参加費、宿泊・昼食代金を銀行振込み又はクレジットカードにてお支払いください。なお、大会参加費、懇親会参加費については入金後のキャンセルによる返金対応はいたしかねますのでご了承ください。■宿泊やお弁当のキャンセル等については、「宿泊のご案内」「昼食のご案内」ページの「取消について」をご確認ください。■大会当日はお申込みいただいた参加券をマイページからダウンロードの上、必ずご持参ください。■領収証につきましては、原則お振込みの控えをもって代えさせていただきます。■大会資料は当日会場にて配布いたします。■会場はホテルメトロポリタン池袋3階『富士』となります。アクセスは6ページをご確認ください。

<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宿泊や交通・昼食については参加費に含まれていません。ご希望の方は東武トップツアーズ株式会社を通じてご宿泊と昼食の申込みを受付けておりますのでご利用ください。 ■ 天災地変等により、交通機関のサービス提供の中止、官公庁等の命令があった場合、その他の事由が生じた場合、安全かつ円滑な会場での実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいと主催者が判断した際には、事前にご参加の方にご連絡させていただきますのであらかじめご了承ください。 ■ 主催者の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの大会の実施が不可能になったときは、参加費を返金いたします。 ■ 本大会の録音・録画、撮影、転用、および資料の複写・転載等を固く禁止します。 ■ 個人情報の取り扱いについて 申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本大会の運営・管理の目的に限って使用いたします。なお、申込み受付及び宿泊等予約業務を委託する東武トップツアーズ(株)には、上記目的のため、情報を共有させていただきます。
<p>問い合わせ先</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本大会の参加申込み・お支払い等に関するお問い合わせ先（旅行企画・実施） (観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員・ボンド保証会員) 東武トップツアーズ株式会社 官公庁事業部 担当：黒田 〒108-0075 東京都港区港南1-8-15 Wビル18階 TEL：050-9014-8423 E-mail：global_hoiku@tobutoptours.co.jp 営業日：平日(土日祝日休業) 営業時間：9時30分～17時30分 (総合旅行業務取扱管理者 坂本 光史)  旅行業公正取引協議会会員 ■ 本大会のプログラム等、内容に関するお問い合わせ先（大会事務局） 社会福祉法人 日本保育協会 研修部 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2 麹町一丁目ビル6階 TEL：03-3222-2115 (受付時間：9時～17時) E-mail：kensyu@nippon.or.jp

【会場アクセス】

ホテルメトロポリタン池袋3階『富士』（東京都豊島区西池袋1-6-1）

交通のご案内：JR池袋駅メトロポリタン口より徒歩1分、池袋駅西口(南)より徒歩3分



宿泊のご案内 *東武トップツアーズ(株)の募集型企画旅行です

宿泊設定日：令和6年11月6日(水)、7日(木)、8日(金)

旅行代金：お1人様当たり 1泊朝食付き(税金・サービス料込)

最少催行人員：1名(添乗員同行なし)

ホテル名	部屋タイプ	内 容	旅行代金	交通アクセス
ホテルメトロポリタン (池袋)	シングル	朝食付き	26,200円	JR池袋駅 メトロポリタン口より 徒歩1分
	ツインorダブル シングル利用	朝食付き	31,600円	
	ツイン	朝食付き	17,800円 (35,600円)	
DEL style 池袋東口 ダイワロイネットホテル	ダブル シングル利用	朝食付き	19,500円	JR池袋駅東口より徒歩2分 ホテルメトロポリタン より徒歩7分

*旅行条件書をご確認の上、お申し込みください。

【取消について】 *1泊ごとに下記の取消料を申し受けます

旅行契約の解除期日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

*宿泊開始当日正午までに取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取り扱い、100%の取消料を申し受けます。

*取扱店舗休業日に変更、取消が生じた場合は、一旦問い合わせ先のEmailにご連絡をお願い致します。営業時間外のご連絡は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

*今回取り扱うホテルの客室数には限りがあるため、先着順となります。

*最少催行人員1名(添乗員同行なし)

*個人情報の取扱いについて

旅行申込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で、東武トップツアーズ(株)および日本保育協会と共同利用させていただきます。

昼食のご案内 *昼食費用は旅行契約に該当しません

設定日：令和6年11月8日(金)

昼食費用：2,900円(お1人様・税・サービス料込) お茶付

【取消について】

取消・変更は10月31日(木)までをお願いいたします。

11月1日(金)以降は100%のキャンセル料が掛かりますので、ご了承ください。

*会場内での喫食はご遠慮いただいておりますが、昼食をお申込みの方にはご利用可能な会場をご用意しております。

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社官公庁事業部（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「開催要項」『大会参加・宿泊・昼食のお申し込みについて』の条件によりお支払いいただけます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

3. 旅行代金に含まれるもの

「開催要項」に記載の宿泊代金です。それ以外の大会参加費、祝賀会参加費は代行受取、昼食代については旅行契約に該当しません。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5. 旅行契約の解除

- (1) お客様は、「開催要項」『宿泊のご案内』に記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたると日よりも前に旅行を中止する旨を通知します。

6. 旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、

お客様ご自身で行っていただきます。

7. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8. 旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内への出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

②ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変、戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶発的な外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客

様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報や、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連して警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺っております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お同一書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障をきたす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただけます。

13. その他

- (1) 当社以外のなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は2024年6月1日現在を基準としております。

旅行企画・実施（お申込・お問い合わせ先）

観光庁長官登録旅行業第38号 JATA 正会員・bond保証会員

東武トップツアーズ株式会社

官公庁事業部

〒100-0075

東京都港区港南1-8-15 Wビル18階

電話番号 050-9014-8423 FAX番号 03-6279-2430

営業日：平日（土日祝日休業）

営業時間：9時30分～17時30分

総合旅行業務取扱管理者：坂本 光史

承認番号：客国24-122

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に關し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(2017.6版)